

Ⅶ 資 料 編

1. 国立大学法人鹿児島大学における危機管理に関する規則
2. 国立大学法人鹿児島大学危機管理対策検討委員会規則
3. 鹿児島大学防災基本規則
4. 鹿児島大学事務局防災マニュアル
5. 国立大学法人鹿児島大学危機管理対策検討委員会委員名簿
(平成19年3月現在)

○国立大学法人鹿児島大学における危機管理に関する規則

平成17年12月20日

規則第92号

(目的)

第1条 この規則は、大学において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、国立大学法人鹿児島大学(以下「本学」という。)における危機管理体制、対処方法等を定めることにより、本学の学生、職員、役員及び近隣住民等(以下「学生等」という。)の安全確保を図るとともに、大学の社会的な責任を果たすことを目的とする。

(危機管理の対象)

第2条 前条の目的を達成するため、この規則に定める危機管理の対象とする事象(以下「危機事象」という。)は、次の各号の一に該当するものであって、組織的・集中的に対処することが必要な事象とする。

- (1) 本学の教育研究等の活動の遂行に重大な支障のある事象
- (2) 学生等の安全にかかわる重大な事象
- (3) 施設管理上の重大な事象
- (4) 本学に対する社会的信頼を損なう事象
- (5) その他前各号に類するような事象

(定義)

第3条 この規則において「部局等」とは、事務局、各学部、大学院医歯学総合研究科、大学院司法政策研究科、大学院連合農学研究科、医学部・歯学部附属病院及び各学内共同教育研究施設等をいう。

2 この規則において「部局長」とは、前項に規定する部局等の長をいう。

(危機管理のための学長等の責務)

第4条 学長は、本学における危機管理を統括する責任者であり、全学の危機管理体制の充実に努めなければならない。

- 2 理事は、学長を補佐し、危機管理体制の充実に努めなければならない。
- 3 部局長は、当該部局等における危機管理の責任者であり、全学的な危機管理体制と連携を図りつつ、当該部局等の危機管理体制の充実に努めなければならない。
- 4 職員は、その職務の遂行に当たり、危機管理に努めなければならない。

(危機管理体制の充実のための措置等)

第5条 学長、理事及び部局長は、危機管理に関する資料の配布、研修の実施等により、

全学及び各部局等における日常的な危機管理の充実を図るものとする。

- 2 学長、理事及び部局長は、法令及び関係する学内規則等に従い、学生等が本学に起因する危機により災害等をこうむることのないよう、常に配慮しなければならない。
- 3 学長、理事及び部局長は、危機管理に当たり、学生等に対する必要な広報、情報提供等に努めるものとする。

(危機管理員)

第6条 学長の下に危機管理員を置く。

- 2 危機管理員は、学長の指揮の下に、全学的に対処が必要な危機管理に当たる。
- 3 危機管理員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 理事
 - (2) 部局長
 - (3) その他学長が指名する者

(危機管理対策検討委員会)

第7条 危機管理に関し実施が必要な事項を検討するため、国立大学法人鹿児島大学危機管理対策検討委員会(以下「危機管理対策検討委員会」という。)を設置する。

- 2 危機管理対策検討委員会は、総務担当理事を委員長とし、次に掲げる事項について検討する。
 - (1) マニュアル等の資料の作成に関する事項
 - (2) 研修の実施に関する事項
 - (3) その他危機管理に関し実施が必要な事項

(危機事象に関する通報等)

第8条 職員は、緊急に対処すべき危機事象が発生又は発生するおそれがあることを発見した場合は、危機管理員に通報しなければならない。

- 2 危機管理員は、前項の通報を受け、又は自ら危機事象を察知した場合は、直ちに学長に連絡するとともに、当該危機事象の状況を確認し、学長と対処方針を協議しなければならない。

(対策本部の設置)

第9条 学長は、危機事象の対処のために必要と判断する場合は、速やかに当該事態に係る対策本部を設置するものとする。

- 2 対策本部の構成は、次のとおりとする。
 - (1) 本部長は、学長をもって充て、対策本部の業務を総括する。
 - (2) 副本部長は、危機管理員の中から本部長が指名する者をもって充て、本部長を補佐

する。

- (3) 本部員は、理事、関係部局長、関係事務局部課長等の中から本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 対策本部の事務は総務部総務課が主管し、関係部課等から事務局長の指名する者が参画する。
- 4 対策本部は、危機事象への対処の終了をもって解散する。

(対策本部の権限)

- 第10条 対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速に危機事象に対処しなければならない。
- 2 職員(部局長を含む。)は、対策本部の指示に従わなければならない。
- 3 対策本部は、その事案処理に当たり、国立大学法人鹿児島大学役員会、国立大学法人鹿児島大学教育研究評議会及び国立大学法人鹿児島大学経営協議会(以下「役員会等」という。)の審議を含め本学の学内規則等により必要とされる手続を省略することができる。
- 4 前項の場合において、対策本部は、事案の対処の終了後に、役員会等に必要な報告をし、承認を受けなければならない。

(部局等における危機事象への対処等)

- 第11条 部局長は、当該部局等のみに係る危機であると判断する事象については、その内容、対処方針、対処状況等を学長に報告し、了解を得るものとする。この場合において、学長は、当該危機が全学に影響を及ぼすものと判断するときは、対策本部を設置し、全学的に対処することができる。
- 2 部局長は、当該部局等のみに係る危機事象であっても、全学的に対処すべきものと判断する場合は、学長に対し対策本部の設置を申し出るものとする。

(学長が不在の場合の措置)

- 第12条 学長が外国出張等により不在の場合は、学長があらかじめ指名する理事が、この規則に基づき、危機管理に当たるものとする。

(雑則)

- 第13条 この規則に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

○国立大学法人鹿児島大学危機管理対策検討委員会規則

平成18年2月21日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿児島大学における危機管理に関する規則(平成17年規則第92号)第7条第1項及び国立大学法人鹿児島大学組織規則(平成16年規則第1号)第21条第2項の規定に基づき、国立大学法人鹿児島大学に、危機管理に関し実施が必要な事項を検討するために設置された国立大学法人鹿児島大学危機管理対策検討委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、総務担当理事を委員長とし、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する学長補佐
- (2) 各学部、医学部・歯学部附属病院、大学院医歯学総合研究科及び大学院司法政策研究科の教授、助教授又は講師のうちから選出された者 各1名
- (3) 事務局各部の部長
- (4) その他総務担当理事が必要と認める者

2 前項第2号及び第4号の委員は、学長が任命する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

5 第1項第2号及び第4号の委員の任期は2年とし、いずれも再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) マニュアル等の資料の作成に関する事項
- (2) 研修の実施に関する事項
- (3) その他危機管理に関し実施が必要な事項

(議事)

第4条 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(代理出席)

第5条 委員が事故のため委員会に出席できないときは、代理の者を出席させることがで

きる。

(委員以外の出席)

第6条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、関係各課の協力を得て総務部総務課において行う。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

○鹿児島大学防災基本規則

平成16年4月1日

規則第130号

(趣旨)

第1条 この規則は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害(以下「災害」という。)において、その被害の拡大を防ぎ、又は災害を未然に防止するため、鹿児島大学(以下「本学」という。)における防災の組織、訓練その他の災害対策に関し、他の法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「部局」とは、別表第1の左欄に掲げる統括防災責任部局をいい、それぞれ同表の右欄に掲げる部局等を包括するものとする。

2 この規則において「部局長」とは、前項に規定する部局の長をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学の学生(生徒、児童及び園児を含む。)、患者、職員等(以下「学生等」という。)の生命・身体、施設等を災害から守り、教育・研究・診療機能の確保及び復旧並びに災害対策に関する必要な措置を講ずるものとする。

(防災活動)

第4条 部局長は、災害を予防するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 災害及び防災に関する知識の啓発並びに防災教育
- (2) 防災訓練
- (3) 施設、設備、土地、危険物等の安全対策
- (4) 情報の収集方法及び連絡体制の整備
- (5) 避難経路及び避難場所の整備並びにその他の避難対策
- (6) 飲料水、食料、医薬品等の災害時に必要な物資(以下「救援物資」という。)の調達対策
- (7) その他防災に関する必要な事項

(防災マニュアル等の作成)

第5条 部局長は、当該部局及び包括している部局等の実状に即した防災マニュアル等を作成し、学生等にこれを周知するものとする。

(通報義務)

第6条 災害を発見した者又は災害発生の通報を受けた者は、直ちに学長にその状況を届けなければならない。

(災害対策本部の設置)

第7条 学長は、災害発生の通報を受けて大災害と判定した場合は、鹿児島大学災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を設置し、災害対策本部長となるものとする。

- 2 災害対策本部長は、各部局及び関係機関等から災害に関する情報を収集し、連絡調整の上、災害対策業務を総括するものとする。
- 3 学長に事故があるときは、学長があらかじめ指名した副学長がその職務を代行する。
- 4 災害対策本部の構成及び担当業務は、別表第2のとおりとする。

(部局災害対策本部及び防災隊の設置)

第8条 災害発生時において、部局長が必要と認めたとき又は学長から指示があったときは、部局長は部局災害対策本部を設置し、部局災害対策本部長となり、当該部局及び包括している部局等の災害対策業務に当たるものとする。

- 2 部局災害対策本部長は、当該部局及び包括している部局等の実状に即した防災隊を設置し、学長に逐次災害の状況等を報告するとともに、必要に応じて指示を受けるものとする。

(施設等の提供)

第9条 学長は、関係機関等から近隣住民の緊急避難場所とするため又は被災地域における人命救助及びその他救護活動等のため、あらかじめ本学の施設の提供の要請があったときは、当該施設を管理する部局長と協議の上、当該施設を可能な限り提供するものとする。

- 2 部局長は、近隣の住民が緊急避難してきたときは、一時的に、当該部局及び包括している部局等のうち適当な施設を緊急避難場所として提供することができる。
- 3 前項により施設を提供したときは、当該部局長は、直ちに学長にその状況を報告するとともに、避難住民受入れ後の対策について指示を受けるものとする。

(援助に対する協力)

第10条 学長は、災害対策業務の遂行に当たって本学関係者で対応しきれないときは、文部科学省及び関係機関等へ人材派遣、医療、救護、救援物資の配送等の災害に対する援助の協力を求めるものとする。

- 2 学長は、他の大学等が災害を受け、災害に対する援助の協力要請があったときは、本学の職員の派遣、救援物資の援助等を行うことができる。

(ライフラインの確保等)

第11条 災害発生時において、学長は、各部局長との連絡体制を確保し、電気、ガス、水道、情報通信等のライフラインの確保及び早期復旧に努めるものとする。

(被災状況報告)

第12条 学長は、被災の状況を的確に把握して、文部科学省及び関係機関等に報告するとともに、連絡を密にして、事態の収拾に努めるものとする。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、防災に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

統括防災責任部局	部局等
事務局	保健管理センター 多島圏研究センター 留学生センター 総合研究博物館 学術情報基盤センター 生涯学習教育研究センター 教育センター 稲盛経営技術アカデミー フロンティアサイエンス研究推進センター 産学官連携推進機構 埋蔵文化財調査室
法文学部	人文社会科学研究科 司法政策研究科
教育学部	教育学研究科 附属小学校 附属中学校 附属養護学校 附属幼稚園 附属教育実践総合センター
理学部	附属南西島弧地震火山観測所
医歯学総合研究科	医学部 歯学部 保健学研究科 附属難治ウイルス病態制御研究センター
工学部	理工学研究科
農学部	農学研究科 附属農場 附属演習林 附属動物病院 連合農学研究科

水産学部	水産学研究科 附属練習船かごしま丸 附属練習船南星丸 附属海洋資源環境教育研究センター
医学部・歯学部附属病院	霧島リハビリテーションセンター
附属図書館	桜ヶ丘分館 水産学部分館

別表第2(第7条関係)

組織・編成		主な担当業務	
本部長	学長		総括
副本部長	副学長 事務局長 保健管理センター所長		本部長の補佐
本部付	総務部長 学術国際部長 財務部長 学生部長 施設部長 その他学長が指名した者		本部長の補佐及び必要な意見具申
(班名)	(班長)	(班員)	
総務班	総務部長	総務部職員	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員等とその家族の安否の確認 ・災害対策本部各班の業務の総括 ・文部科学省、警察署その他の関係機関への緊急連絡及び折衝並びに学長からの指示等の伝達 ・災害の実態の把握 ・部局からの諸報告の受理及び本部長への報告 ・新聞等あらゆる情報手段を用いての情報収集 ・外部の諸機関等への対応 ・その他通報連絡等に関すること。
物資対策班	財務部長	財務部職員	・消防署との連絡

			<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報の確認及び部局への連絡並びに交通機関の調査 ・財産の被害状況の把握 ・救援物資の搬出入、保管及び確保 ・施設等提供に伴う使用許可の手続 ・その他救援物資対策等に関すること。
被災者対策班	学生部長	学生部職員	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の安否の確認 ・ボランティアの受入れ ・緊急避難場所の決定に際しての部局長との連絡調整 ・授業等の対策 ・その他被災者対策等に関すること。
施設対策班	施設部長	施設部職員	<ul style="list-style-type: none"> ・災害拡大の防止 ・施設、設備及び土地の被害状況の把握 ・電気、ガス、水道、情報通信等のライフラインの早期復旧 ・その他被災施設等に関すること。
医療・救護対策班	保健管理センター所長	センター教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の救護に関すること。

*災害対策本部は、各部局災害対策本部と密接な連携をとるものとする。